

岸和田市立図書館分館及び自動車文庫運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市立図書館分館及び自動車文庫運営業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、委託候補者選定のための企画提案について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

「岸和田市立図書館分館及び自動車文庫運営業務委託」

(2) 業務の内容

別紙「岸和田市立図書館分館窓口等運営業務委託仕様書」及び「岸和田市立図書館自動車文庫運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は622,694,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

項 目	日 程
公募開始日	令和8年9月18日（金）
参加申込書提出期間	令和8年9月18日（金）～9月30日（水）午後5時30分
質疑書提出期間	令和8年9月18日（金）～9月25日（金）
質疑書回答日	令和8年9月30日（水）
企画提案書提出期間	令和8年9月18日（金）～10月20日（火）午後5時30分
辞退届提出期限	令和8年10月20日（火）午後5時30分
プレゼンテーション実施日	令和8年11月上旬
プロポーザル審査結果通知日	令和8年11月17日（火）
契約締結期限	令和8年11月下旬

※本業務についての説明会を実施する予定はありません。

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

基本条件

- (1) 教育機関としての図書館の使命や役割を理解していること。
- (2) 令和7年度以前過去3年以内に公立図書館における受託実績のあること。
- (3) 司書資格を有し2年以上の経験を持つ者を責任者等に充てること。

必要な資格

- (1) 本市の指名競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 30 年 8 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（令和 8 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得している又はこれに相当する対策が講じられていること。

6. 応募書類の配布

次の方法による。

- (1) 令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで、岸和田市ホームページからダウンロードする。
岸和田市ホームページ：<https://www.city.kishiwada.lg.jp/>

7. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-0073 岸和田市岸城町 1 番 18 号
岸和田市立図書館（生涯学習部図書館）
電話： 072-422-2142 FAX 072-432-8686
メールアドレス：tosyokan@city.kishiwada.lg.jp

(2) 参加申込に必要な提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出する。

①プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

②企画提案書

・提出部数8部（正1部、副7部）

○正1部は、提案者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。

○副7部は正と同一のもので、審査に使用するので、提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶす。

・宛名は「岸和田市長」とすること。

・本業務において企画提案をすることができるのは1提案者につき1案だけとする。

・提出期限後の企画提案書の差替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く。）。

③価格見積書

・提出部数8部（正1部、副7部）

○正1部は、宛先は「岸和田市長」、業務名は「岸和田市立図書館分館及び自動車文庫運営業務」とし、提案者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

○副7部は正と同一のもので、審査に使用するので、提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすした上で、提出すること。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

④ プライバシーマーク等の取得の証明となるもの 1部

(3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限：令和8年9月18日（金）午前10時から令和8年10月20日（火）午後5時30分まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出先：岸和田市立図書館まで

③提出方法：直接持参又は郵送（FAX・電子メール不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前10時から午後5時30分まで（月曜・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を岸和田市立図書館まで電話連絡し、到達確認をすること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8. 提案書記載事項

仕様書に基づき、次の項目についての提案を作成すること。なお、以下の項目が具体的な審査項目となるので、下記の①～⑫の順でそれぞれの項目について必ず記載すること。

(ア) 企画提案書

① 企画提案書表紙

② 事業者（法人）概要

③ 図書館受託実績

④ 図書館運営の基本的な考え方（理念・方針）

⑤ 仕様書に対しての実施方針

- ⑥ 岸和田市の地域特性を活かしたサービス等の独自提案
- ⑦ 従事者雇用計画・組織図・配置計画
- ⑧ ローテーション・バックアップ体制
- ⑨ 研修計画
- ⑩ 危機管理体制
- ⑪ 委託料見積等（年度別及び合計額）
- ⑫ その他

（イ）提出形式：企画提案書に前の①～⑫のインデックス貼付

（ウ）提出部数：8部（正本1部、副本7部）

9. 質疑・応答

（1）受付期間：令和8年9月18日（金）～9月25日（金）午後5時30分

（2）提出方法：別紙の質問書（様式2）により、FAX又は電子メールにて問い合わせること。また、FAX又はメールでの送信後、必ず電話等で送信した旨伝え、岸和田市立図書館にて到達確認をすること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（3）回答日時：令和8年9月30日（水）

（4）回答方法：質問への回答は案件情報をホームページに提示し、個別には回答しない。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加申込書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められない。

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式3）により、7.（1）あてに提出すること。

（1）辞退届提出期限

令和8年10月20日（火）午後5時30分まで

（2）提出先

岸和田市立図書館まで

（3）提出方法

直接持参又は郵送（FAX・電子メール不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前10時から午後5時30分まで（月曜・祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を岸和田市立図書館まで電話連絡し、到達確認をすること。

11. 評価方法等

（1）評価基準

別紙「岸和田市立図書館分館及び自動車文庫運営業務委託評価基準」のとおり。

（2）プレゼンテーション等の実施

企画提案書について、プレゼンテーション等を実施する。

日時、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づいて、外部有識者の意見を参酌し、選定委員の採点により評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は抽選により決定する。
- ③①、②に関わらず、適切な提案と認められない（総合点が60%未満）提案者については、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 参考見積書の金額が3. 予算額の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る外部有識者や選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

12. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を岸和田市ホームページにおいて公表するとともに、所管課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
※ (1) 以外の参加者の名称は公表しない。
ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。
- (3) 選定委員の所属・役職名
- (4) 外部有識者から意見聴取した場合は、外部有識者の氏名及び役職名、意見

13. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は免除する。
※履行保証保険等証明書又は契約保証金免除申請書（様式4）を提出
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

15. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。
緊急又はやむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、7.（1）あてに提出する。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、又は法令違反等が発覚した場合は契約できない。